



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|------|-------------------------|----------------|---|
| 1083 | 大規模小売店舗の新設の届出 | (商工振興課)..... | 1 |
| 1084 | 〃 | (〃)..... | 3 |
| 1085 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (森林整備課)..... | 4 |
| 1086 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (砂防課)..... | 4 |
| 1087 | 〃 | (〃)..... | 5 |
| 1088 | 〃 | (〃)..... | 6 |
| 1089 | 〃 | (〃)..... | 7 |
| 1090 | 〃 | (〃)..... | 8 |
| 1091 | 一般競争入札による落札者の決定 | (総務事務集中課)..... | 9 |

○ 警察本部告示

| | | | |
|----|-----------------|-------|---|
| 10 | 一般競争入札による落札者の決定 | | 9 |
|----|-----------------|-------|---|

○ 公告

| | | | |
|--|-----------|--------------|----|
| | 都市計画の案の縦覧 | (都市政策課)..... | 10 |
| | 〃 | (〃)..... | 10 |
| | 〃 | (〃)..... | 11 |
| | 〃 | (〃)..... | 12 |
| | 〃 | (〃)..... | 12 |
| | 〃 | (〃)..... | 13 |
| | 〃 | (〃)..... | 13 |
| | 〃 | (〃)..... | 14 |
| | 〃 | (〃)..... | 14 |

告 示

和歌山県告示第1083号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ラ・ムー直川店

和歌山県和歌山市直川字舟渡田422番3外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社恵比寿天 代表取締役 大賀昭司
岡山県倉敷市中島1419番地1
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
NECキャピタルソリューション株式会社 代表取締役 安中正弘
東京都港区港南二丁目15番3号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀昭司
岡山県倉敷市堀南704番地5
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号
株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽順
北海道札幌市東区北24条東二十丁目1番21
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年4月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,087㎡
- 6 駐車場の収容台数
238台
- 7 駐輪場の収容台数
201台
- 8 荷さばき施設の面積
174㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
47.4㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
大黒天物産株式会社
24時間
株式会社しまむら
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
株式会社ツルハ
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後11時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場① 午前9時30分から午後9時30分まで
駐車場② 24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
7箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① 24時間
荷さばき施設②-1 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設②-2 午後10時から午前6時まで

荷さばき施設③ 午前6時から午後10時まで

荷さばき施設④ 午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

平成28年8月10日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年9月27日から平成29年1月27日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1084号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ中之島店

和歌山県和歌山市中之島字上嶋301-1外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

わかやま市民生活協同組合 理事長 上田欣士郎

和歌山県和歌山市太田三丁目10番10号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

わかやま市民生活協同組合 理事長 上田欣士郎

和歌山県和歌山市太田三丁目10番10号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年4月20日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,524.72㎡

6 駐車場の収容台数

100台

7 駐輪場の収容台数

51台

8 荷さばき施設の面積

132㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

25.68㎡

- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時00分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 14 届出年月日
平成28年8月16日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成28年9月27日から平成29年1月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1085号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1086号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
 - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

市谷(1-201-1-030)、直川谷2(1-201-1-031)、直川谷3(1-201-1-032)、中久保谷(1-201-2-006)、直川谷1(1-201-2-007-1)、直川谷1(1-201-2-007-2)、役の行者谷(1-201-1-028)、墓ノ谷(1-201-1-029)、西谷(1-201-1-027)、直川(I-2144)、直川(4)(I-3425)、直川(6)(II-2036)、直川(7)(II-2037)、直川(8)(II-2038)、直川(9)(II-2064)、直川(14)(II-30052)、府中(I-2145)、直川(16)(II-30065)、直川(17)(II-30066)、直川(18)(II-30067)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

直川(10)(I-3599)、直川(13)(II-30051)、直川(16)(II-30055)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1087号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

東裏川左支溪(5-205-1-006)、斎川右支溪(5-205-1-007)、斎川右支溪(5-205-1-008)、丸山(I-970)、丸山(2)(I-971)、丸山(I-972)、湯川町丸山1(I-3902)、丸山(1)(I-3905)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

東裏川左支溪(5-205-1-005)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1088号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

寺田川5(6-206-1-008)、田尻川4(6-206-1-009)、嶋谷川(6-206-1-010)、西野小川(6-206-1-011)、芳養川(6-206-1-013)、矢代川3(6-206-1-034)、林川(6-206-1-035)、寄巻川2(6-206-2-009)、平野川(6-206-2-013)、船山川1(6-206-2-014)、下ノ口川1(6-206-2-017)、小野川(6-206-2-018)、芳養川左支溪(6-206-2-070)、矢代川1(6-206-2-071)、大塔川右支溪(8-426-2-002)、十九良谷川(8-426-2-003)、大塔川右支溪(8-426-2-005)、下の谷峰谷(8-426-2-006)、大塔川右支溪(8-426-2-007)、三越川右支溪(8-426-2-027)、下川下8(Ⅰ-60356)、下川下9(Ⅰ-60357)、下川下5(Ⅱ-6230)、下川下竹西14(Ⅱ-6232)、下川下竹西15(Ⅱ-6233)、下川下竹西12(Ⅱ-6234)、下川下竹西13(Ⅱ-6235)、下川下竹西11(Ⅱ-6237)、下川下竹西8(Ⅱ-6239)、下川下竹西4(Ⅱ-6240)、下川下竹西5(Ⅱ-6241)、下川下竹西6(Ⅱ-6243)、下川下竹西7(Ⅱ-6244)、下川下竹西1(Ⅱ-6245)、下川下竹西2(Ⅱ-6246)、下川下竹西3(Ⅱ-6247)、下川下西ノ又4(Ⅲ-3558)、下川下西ノ又6(Ⅲ-3560)、下川下西ノ又8(Ⅲ-3562)、下川下西ノ又9(Ⅲ-3563)、日浦(Ⅰ-2057)、下野峯1(Ⅰ-2108)、野地平1(Ⅰ-2109)、伊豆田(Ⅰ-2110)、柿(Ⅰ-2111)、請川(Ⅰ-2112)、耳打(Ⅰ-2114)、請川2(Ⅰ-2421)、萩(Ⅰ-4731)、竹の本2(Ⅱ-8381)、伏拝2(Ⅱ-8382)、野地平2(Ⅱ-8407)、下野峯2(Ⅱ-8408)、皆瀬川1(Ⅱ-8409)、皆瀬川2(Ⅱ-8410)、竹の本1(Ⅱ-8449)、清良坂(Ⅱ-8450)、伏拝1(Ⅱ-8451)、請川1(Ⅱ-8460)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小畔川右支溪(6-206-1-012)、田尻川5(6-206-2-010)、西野川(6-206-2-011)、船山川3(6-206-2-016)、大塔川右支溪(8-426-2-004)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1089号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

里野西地川小左支(7-406-1-047)、和深川小右支(7-406-2-044)、石田川(7-406-2-045)、和深川小左支(7-406-2-046)、和深川小右支(7-406-2-047)、里野(1)(I-2336)、里野(2)(I-4501)、里野(3)(I-4517)、江住(213)(II-7171)、里野(201)(II-7172)、里野(202)(II-7173)、里野(203)(II-7174)、里野(204)(II-7175)、里野(205)(II-7176)、里野(304)(III-4168)、里野(101)(II-70120)、里野(102)(I-70121)、里野(103)(II-70122)、里野(104)(II-70123)、里野(105)(I-70124)、里野(106)(II-70125)、里野(107)(II-70126)、里野(108)(II-70127)、里野(109)(II-70128)、里野(110)(II-70129)、里野(111)(II-70130)、里野(112)(II-70131)、和深川(1)(I-4511)、和深川(201)(II-7128)、和深川(203)(II-7130)、和深川(204)(II-7131)、和深川(205)(II-7132)、和深川(206)(II-7133)、和深川(207)(II-7134)、和深川(208)(II-7135)、和深川(209)(II-7136)、和深川(210)(II-7137)、和深川(211)(II-7138)、和深川(213)(II-7140)、和深川(214)(II-7141)、和深川(215)(II-7196)、和深川(101)(II-70118)、和深川(102)(II-70119)、小河内(101)(II-70132)、小河内(102)(II-70133)、小河内(103)(II-70134)、小河内(104)(II-70135)、小河内(105)(I-70136)、小河内(106)(II-70137)、小河内(107)(II-70138)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

小河瀬谷(7-406-1-048)、和深川右支溪(7-406-1-028)、和深川右支溪(7-406-2-049)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1090号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

平井川右支溪(7-424-1-011)、添野川右支溪(7-424-2-017)、添野川右支溪(7-424-2-018)、添野川左支溪(7-424-2-019)、添野川左支溪(7-424-2-020)、平井川(7-424-2-021)、添野川左支溪(7-424-2-022)、添野川(1)上地(I-1778)、添野川(2)(I-1779)、平井川(I-1780)、添野川(3)(I-1781)、添野川(4)(I-2187)、添野川(5)(I-2367)、添野川(201)(II-7398)、添野川(202)(II-7404)、添野川(203)(II-7405)、添野川(204)(II-7406)、添野川(205)(II-7407)、添野川(206)(II-7408)、添野川(207)(II-7534)、添野川(208)(II-7535)、添野川(209)(II-7536)、添野川(210)(II-7537)、添野川(211)(II-7552)、添野川(301)(III-4270)、添野川(302)(III-4271)、添野川(307)(III-4276)、添野川(308)(III-4277)、添野川(309)(III-4278)、添野川(310)(III-4279)、添野川(101)(II-70139)、添野川(102)(I-70140)、添野川(103)(II-70141)、添野川(104)(II-70142)、添野川(105)(II-70143)、添野川(106)(I-70144)、添野川(107)(II-70145)、添野川(108)(II-70146)、添野川(109)(II-70147)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串

本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

蒸野川(7-424-1-012)、ミジヤマ谷(7-424-2-023)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1091号

平成28年度胃部(デジタル)検診車の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

胃部(デジタル)検診車 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成28年9月2日

4 落札者の氏名及び住所

東芝メディカルシステムズ株式会社和歌山支店

和歌山県和歌山市福町37番地

5 落札金額

50,425,200円(うち消費税及び地方消費税の額3,735,200円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成28年8月19日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第10号

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム(X線マイクロアナライザー)賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年9月27日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成28年8月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
NTTファイナンス株式会社関西支店
大阪府大阪市中央区平野町二丁目3番7号
- 5 落札金額
50,476,608円（うち消費税及び地方消費税の額3,739,008円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成28年6月17日

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画道路（1・4・2号一般国道42号湯浅御坊道路）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県有田郡有田川町大字天満字土生西町
大字水尻字辻は田、八代ノ坪、堂ヶ谷
大字土生字比丘尼谷
大字奥字出合、大谷
大字熊井字見上、永貝谷、正貝谷、楠部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田川町建設環境部建設課
- 4 縦覧期間
平成28年9月27日から平成28年10月11日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

湯浅都市計画道路（1・4・1号一般国道42号湯浅御坊道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県有田郡湯浅町大字山田字大谷、新替、畑ノ前

広川町大字柳瀬字寺谷、狐谷、水ヶ谷、石切谷、高尾、南谷、井ノ原

大字井関字津兼、先開

大字殿字十郎、井ノ原

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

湯浅町建設課

広川町総務政策課

4 縦覧期間

平成28年9月27日から平成28年10月11日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

御坊都市計画道路（1・4・1号一般国道42号湯浅御坊道路）

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

和歌山県有田郡広川町大字前田字中久馬

大字下津木字寺杣谷

変更する部分

和歌山県有田郡広川町大字井関字宮ノ前、門脇、奥垣内、新開、白井原

大字河瀬字畑垣内、五明、横縄手

大字前田字宮前、地主、露谷

大字下津木字清水崎

大字上津木字瀧通、夏明、日裏、北垣内、柳渕

日高郡日高川町大字中津川字猪之谷、東岸、山之神、高岸

大字千津川字東見川北谷、小南谷、東見川南谷

大字土生字迎谷、打谷、下ノ谷

大字小熊字東元、別所谷、牛谷、木曾、木曾平、池田谷、岡ノ段

御坊市野口字水落、土用、箱屋、西高畑ヶ、大谷口

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

広川町総務政策課

日高川町企画政策課

御坊市産業建設部都市建設課

4 縦覧期間

平成28年9月27日から平成28年10月11日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

田辺都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路南部白浜線）

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

和歌山県田辺市稲成町字別庄

変更する部分

和歌山県田辺市稲成町字下組、北皆代、北江原、峯ノ原

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

田辺市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年9月27日から平成28年10月11日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

上富田都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路南部白浜線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字峠、大内谷

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
上富田町産業建設課

4 縦覧期間

平成28年9月27日から平成28年10月11日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画道路（1・4・1号高規格幹線道路南部白浜線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県西牟婁郡白浜町平字太夫ヶ前、長池、高曽根、上芝

十九淵字血深土手外、砥石谷、平間、血深谷、仲山、辰ノ口、田ノ口、
近塔

富田字小倉崎

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課

4 縦覧期間

平成28年9月27日から平成28年10月11日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

白浜都市計画道路（1・4・2号高規格幹線道路白浜すさみ線）

2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵字仲山、近塔

富田字小倉崎

変更する部分

和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲字田ノ口、辰ノ口

富田字芝山、市部田、大高瀬、上ノ谷北側、上袋、上ミノ谷南側

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

白浜町建設課

4 縦覧期間

平成28年9月27日から平成28年10月11日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

日置川都市計画道路(1・4・1号高規格幹線道路白浜すさみ線)

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県西牟婁郡白浜町大古字山崎、池ヶ谷、須川、山崎前、岩井、下モ田、中ノ町、尾鼻、七板

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

白浜町建設課

4 縦覧期間

平成28年9月27日から平成28年10月11日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成28年9月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

すさみ都市計画道路(1・4・1号高規格幹線道路白浜すさみ線)

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字芝崎、火尻神

削除する部分

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字防巳田、カンジャ

変更する部分

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字立野中山、城木谷、菅原、大谷口、大来帰谷

江住字古々谷、露之谷口、丸嶋

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

すさみ町地域未来課

4 縦覧期間

平成28年9月27日から平成28年10月11日まで